

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
（分担）研究報告書

岩手県における新型コロナウイルスワクチン接種後死亡例の検討

研究分担者 高宮 正隆 岩手医科大学 医学部 教授

研究要旨

岩手県における新型コロナウイルスワクチン接種後死亡例のうち法医学解剖を行ったのは 7 例で、このうち 2 例はワクチン摂取による死亡が疑われるものの文献的に考察を行った結果、その因果関係を確定するまでに至らなかった。

A. 研究目的

新型コロナウイルスワクチン接種後死亡例の死因検討を行う。

B. 研究方法

- 1) 岩手県で新型コロナウイルスワクチン接種後に死亡した事例は可能な範囲で法医学解剖を行った。
- 2) 法医学解剖を非施行の接種後死亡例も可能な範囲で血液検査を行った。

C. 研究結果

- 1) 新型コロナウイルスワクチン接種後死亡例で法医学解剖を行ったのは 7 例で、2 例はワクチン接種による死亡が疑われるものの確定に至らなかった。5 例はワクチン接種とは無関係と考えられた。
- 2) ワクチン接種後死亡例で法医学解剖を施行せず血液検査を行った事例は 6 例であった。
- 3) 新型コロナウイルスワクチン接種による死亡が疑われた 2 例の概要を以下に示す。  
[1 例目] 51 歳男性。新型コロナウイルスワクチン 1 回目の接種後、翌々日に突然死。肉眼的に急死所見を認め、肺は高度にうっ血し気管支に淡黄色粘液が中等量あり泡沫が多量。組織学的には高度肺うっ血、高度肺水腫。生化学検査では CRP: 0.439 mg/dl、BNP: 2.6 pg/ml、新型コロナウイルス PCR: 陰性、新型コロナウイルス抗体 IgG: 陰性。トリプターゼ: 右心血 6.4  $\mu$ g/l (陰性対照: 文献 24.2 $\pm$ 58.2  $\mu$ g/l、当分野 5.77 $\pm$ 1.71  $\mu$ g/l)、ヒスタミン: 右心血 4230 ng/ml (陰性対照: 文献 14.7 $\pm$ 3.9 ng/ml、当分野 24.4 $\pm$ 21.8 ng/ml)、IgE: 右心血 152 IU/ml (陰性対照: 文献 17, 82, 126, 143 IU/ml)、MAST48 mix: クラス 3 以上な

し。

[2 例目] 66 歳、男性。既往症にアナフィラキシー（ワクチン接種3ヶ月前、ハチ刺され）。新型コロナウイルスワクチンの2回目接種の翌日に咳、痰などを訴え翌々日に死亡。肉眼的に急死所見を認め、咽頭、喉頭に浮腫。肺は高度にうっ血し気管支に淡黄色粘液が多量あり。泡沫が多量。組織検査的には高度肺うっ血、高度肺水腫、気管粘膜下の血管拡張。肺間質にCD117陽性細胞の高度浸潤。生化学検査ではCRP: 0.176 mg/dl、新型コロナウイルス PCR: 陰性、新型コロナウイルス抗体 IgG: 陰性。トリプターゼ: 左心血6.8  $\mu$ g/l、右総腸骨静脈血 8.2  $\mu$ g/l、(陰性対照: 文献24.2 $\pm$ 58.2  $\mu$ g/l、当分野 5.77 $\pm$ 1.71  $\mu$ g/l)、ヒスタミン: 左心血 143 ng/ml、右総腸骨静脈血 866 ng/ml (陰性対照: 文献14.7 $\pm$ 3.9 ng/ml、当分野 24.4 $\pm$ 21.8 ng/ml)、IgE: 左心血 94.1 IU/ml (陰性対照: 文献 17, 82, 126, 143 IU/ml)、MAST48 mix クラス 3: スギ、トマト、モモ、スズメバチ、アシナガバチ

D. 考察

上記 2 例は新型コロナウイルスワクチン接種に伴う亜急性アナフィラキシーショック（いわゆる 2 相性アナフィラキシーショック）の可能性を示唆する症例とは考えたが確定的な判断には至らなかった。これは法医学解剖においてアナフィラキシーショックの診断にトリプターゼが有用とされるが上昇を認めなかったこと、また文献検索した範囲において、剖検から亜急性アナフィラキシーショックを診断した事例が確認できず、これの剖検所見、法医学解剖での採取

検体の検査所見の学術的蓄積がないことによる。

また岩手県における感染症拡大時の法医解剖体制も今後、検討が必要と考えられた。新型コロナウイルスワクチン 2 回目接種から 3 回目接種の時期を中心に今回解剖した 7 例以外にも岩手県で新型コロナウイルスワクチン接種後に突然死した事例があり、岩手医科大学法医学分野はこれら全例の解剖を行うつもりでいたが実際には解剖に至らなかった。遺族が解剖を希望されないということも理由であるが、岩手県の法医解剖は、死因調査に柔軟に対応でき公衆衛生上も重要な役割を果たす調査法解剖の数が全国からみて極めて少なく、刑事訴訟法に基づく司法解剖でそのほとんどが行われているところ、捜査機関からワクチン接種後突然死の死因究明を司法解剖で行う場合、法の主旨にそぐわないとの指摘があったことも解剖に至らない理由であった。

法医解剖は全身臓器を直接観察し、また組織、血液など多くの検体を検査することから、死因究明において最も有用な手段であり多くの医学的情報をもたらすが、岩手県の法医解剖体制は監察医制度施行地域と比べた場合、感染症により死亡したと疑われる事例、ワクチン接種により死亡したと疑われる事例への対応が脆弱であることが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を通して明らかになった。今後、改善が必要と考えられる。

#### E. 結論

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う亜急性アナフィラキシー（いわゆる 2 相性アナフィラキシー）の可能性を示唆する症例に遭遇したが、ワクチン接種と死亡との因果関係を確定するまでには至らなかった。

#### F. 健康危険情報

該当なし。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

該当なし

##### 2. 学会発表

該当なし

##### 3. 関連した実務活動

該当なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

該当なし。